# 国民健康保険料 正式な料率が決定

今年度の正式な国保料が決まりました。これを国保料の「精算賦課」といいます。国保料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」としています。このため前年の所得が決定するまでの間、前年度の保険料の十二分の一の額を月額としていました。

治療よりまず予防（新関地区の総合健診から）

## 保険料は七月から精算額で

「精算賦課」による保険料は、前年の所得をもとに七月に料率を定め、四月から六月まで三か月間の暫定保険料を差し引いて、七月以降の保険料が決定されます。七月から新しい保険料の納付書が皆さんのお手元に届けられますが、今年度の保険料を決める料率は、左の表のとおりです。これらの四つの合計額が、今年度の保険料です。

### 国民健康保険57年度料率

| 区分 | 料率 | |
|---|---|---|
| 所得割 | 所得金額1万円について | 614円 |
| 資産割 | 固定資産税（土地・家屋）額1万円について | 2,300円 |
| 均等割 | 加入者1人について | 7,200円 |
| 平等割 | 1世帯について | 1万400円 |

## 賦課最高限度額は27万円に

保険料は、世帯主が国保に加入していなくても、世帯主に一括賦課されます。賦課額の算定にあたっては、世帯主の所得や資産、および加入者の所得、資産についても賦課の対象となります。しかし、世帯主が被保険者でない場合は、世帯主の分は賦課されません。

また、一世帯当たりの年間保険料の最高限度額は、六月の議会で二十六万円から二十七万円に引き上げられました。

なお、国保料の賦課基準額および具体的計算例を次のページの上段に掲げました。参考にしてください。

## 保険料の割引き制度もあります

所得の低い世帯には、保険料が割引きされます。割引きの額、条件などは、右の表のとおりです。

なお、この割引きは、所得の申告がないと該当になりません。国保係でも所得照会を行いますので、その際は必ず申告してください。

また、国民健康保険料の納入については、便利な口座振替制度もあります。希望される方は、市の指定金融機関などで手続きしてください。手続きには、預金通帳とその印鑑、それに保険証または領収書が必要です。

### 保険料の割引き

前年中の所得が24万円以下の世帯（6割引き）

▷加入者1人につき　4,260円
▷世帯当たり　6,120円

前年中の所得が世帯主24万円と加入者1人につき18万円ずつ引いていくと所得がなくなる世帯（4割引き）

▷加入者1人につき　2,840円
▷世帯当たり　4,080円

お買物、ご用命は市内で

ご慶弔・式菓子
新津銘菓　秋葉山　新津の里
里ごころ
御菓子司　(有)如入
新津市本町一丁目バスビル裏　電話2 0462

メガネの専門店がオープン！
メガネの　野本
新津市本町3丁目(時計店となり)
〒956　TEL　2−2556・2−0070
＝野本時計店も新装となりました＝



| 納税組合 | 隣組 | 住所 | 口座番号 | 行政区 | 国保番号 | 再記入 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 02 | 5024 | | 2111 | 152072−464 | |

| 所得割 | | | 資産割 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得金額 | 料率 | 所得割額 | 固定資産税額 | 料率 | 資産割額 |
| 1500000 | 6.14 / 100 | ㋐ 92100 | 30000 | 23.00 / 100 | ㋑ 6900 |

| 均等割額 | 平等割額 | 算出年額 | 条例による減額分 | | 限度超過額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人数×7200 | 世帯当り | ㋐+㋑+㋒+㋓ | 均等割分 | 平等割分 | |
| ㋒ 14400 | ㋓ 10400 | ㋔ 123800 | ㋕ | ㋖ | ㋗ |

| 異動による調整額 | 納入年額 | 前月までに納入すべき額 | 差引納入額 | 精算後の納入額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ㋔−㋕−㋖−㋗±㋘ | | ㋙ − ㋚ | 当月分納入額 | 次月からの月額 |
| ㋘ | ㋙ 123800 | ㋚ 27000 | 96800 | 11200 | 10700 |

## 国保加入状況

昭和57年6月30日現在

加入世帯数　6,975世帯
加入者数　1万9102人

## 計算はこのように

左に掲げた例は、国保に二人加入されている世帯で、五十六年度の二人の所得合計額が百五十万円、五十七年度分の二人の固定資産税額が三万円という世帯のものです。それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合算して出てきた年間保険料は、十二万三千八百円です。四〜六月の三か月で二万七千円を納めていますので、残りの九万六千八百円を九か月で割ったものが精算後の月額保険料となるわけです（七月分は端数整理）。

なお保険料についてのくわしいことは、保健課の国保係（☎4−2111内線二〇六）へお問い合わせください。

### 賦課基準額の計算例

○給与所得の場合
収入金額−給与所得控除−割増給与所得控除−基礎控除＝賦課基準額
270万円−　96万円　−　2万円　−22万円　＝　150万円

○営業所得の場合
営業所得＋専従者給与−基礎控除＝賦課基準額
100万円＋　72万円　−22万円　＝　150万円
※専従者給与がある場合、営業所得にプラスします。

これは、所得150万円、固定資産税3万円、2人加入の計算例です。
年間保険料は12万3800円となります。

## 老人医療費無料化
# 大部分は国保で負担

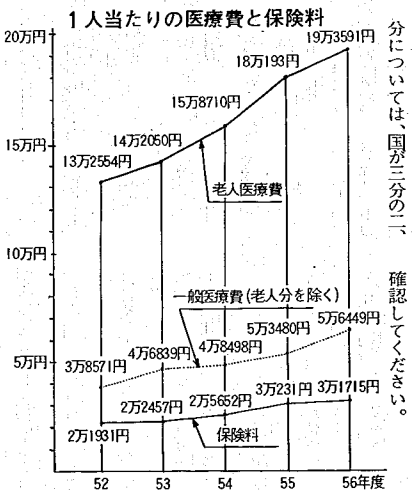


ところで左のグラフは、当市における一人当たりの医療費と保険料の移り変わりをみたものです。

昭和五十六年度の一人当たり保険料三万千七百十五円に対し、一般医療費（老人分を除く）は五万六千四百四十九円となっており、保険料の一・七七倍です。ところが老人医療費は、十九万三千五百九十一円と六・一倍にもなっています。

老人医療費は、自己負担分（三割）も無料です。この三割分については、国が三分の二、県と市が六分の一ずつ負担していますが、残りの七割は、国保で負担しています。ですから医療費無料化といっても、その大部分は国保で負担しているのであり、その国保の財政は、皆さんが納める保険料と、国の負担でまかなわれているのです。

## ご自分の医療費を知りましょう

国保では、毎年二回（九月と三月）、皆さんが病院などで受診された医療費をお知らせしています。これは、加入者の皆さんから、国保の医療費をご理解していただくためのものです。通知書が届きましたら、よくごらんになって確認してください。

お買物、ご用命は市内で

護身と長寿若返りの妙技
小学四年以上の男女百歳でも少々体の不自由な方でも大丈夫
勇気と自信と健康を求められよ
週1回くらいが最適　水・金夜7時〜9時まで　日曜日午後2時〜4時まで
八光流柔術健康道場
新津市結（バス停前）道場　吉峰院　☎4−0470
自宅連絡所　食堂　著乃屋　☎2−1058
五泉道場　緑町　仙市原工場内　☎(02504)2−0336